**令和６年度**

**【No.12-２】指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**○ 指定生活介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号及び  ＦＡＸ番号 |  |
| HP,Eメールアドレス |  |
| 事業者の名称 |  |
| 事業所番号 | ４６ |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者及び担当者氏名 |  |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |

※　太枠内のみ事業所において御記入ください。

空　　白

《目　　次》

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定生活介護）

　第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　第２　人員に関する基準

　１　指定生活介護事業所の従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　第３　設備に関する基準

　　　１　設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　第４　運営に関する基準

　１　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

２　契約支給量の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　３　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　４　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

５　サービス提供困難時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　６　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　　　７　介護給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　８　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

　９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

10　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

11　指定生活介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の

支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

12　利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

13　利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

14 介護給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

15 指定生活介護の取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

16　生活介護計画の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

17　サービス管理責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

18　相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

19　介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

20　生産活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

21　工賃の支払・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

22　職場への定着のための支援等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

23　食事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

24　緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

25　健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

26　支給決定障害者に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

27　管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

28　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

29　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

30　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

31　定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

32　非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

33　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

34　協力医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

35　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

36　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

37　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

38　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

39　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

40　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

41　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

42　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

43　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

44　地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

45　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

46　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

第５　共生型障害福祉サービスに関する基準

１ 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準・・・・・・・　５８

２ 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準・・・・・・・・・　６０

　３　共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護

事業者等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

　　４　準用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

　　５　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

第６　基準該当障害福祉サービスに関する基準

　　１　基準該当生活介護の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

　　２　指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例・・・・・・・・・・・・　６６

　　　３　利用者負担等額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

　　　４　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

第７　多機能型に関する特例

　　　１　利用定員に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

　２　従業者の員数等に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

　３　設備の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

　　　４　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

第８　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

　第９　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い

　　１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

２　生活介護サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８

３　人員配置体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６

４－１　福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８

４－２　常勤看護職員等配置加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０

５　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

６　初期加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

７　訪問支援特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

８　欠席時対応加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４

８－２　重度障害者支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４

９　リハビリテーション加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６

10　利用者負担上限額管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６

11　食事提供体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

12　延長支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

13　送迎加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

14　障害福祉サービスの体験利用支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００

14－２ 就労移行支援体制加算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００

15　福祉・介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２

16　福祉・介護職員等特定処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２

（参考）

主な根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４

運営指導当日準備する必要書類

　 　　　 生活介護

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 指定申請書類(控) | 有・無 |
| ２ | 組織図 | 有・無 |
| ３ | 勤務表,出勤簿 | 有・無 |
| ４ | 給与台帳 | 有・無 |
| ５ | 登録証,免許証 | 有・無 |
| ６ | 平面図 | 有・無 |
| ７ | 運営規程 | 有・無 |
| ８ | 契約書,重要事項説明書 | 有・無 |
| ９ | 利用料金等の説明文書,パンフレットなど | 有・無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有・無 |
| 11 | 看護・介護記録,生活介護計画等 | 有・無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有・無 |
| 13 | 前年度利用者数が分かる資料 | 有・無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有・無 |
| 15 | 消防計画 | 有・無 |
| 16 | 衛生管理等に関する記録 | 有・無 |
| 17 | 就業規則 | 有・無 |
| 18 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書,誓約書など） | 有・無 |
| 19 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有・無 |
| 20 | 苦情解決に関する記録 | 有・無 |
| 21 | 事故に関する記録 | 有・無 |
| 22 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有・無 |
| 23 | 損害賠償保険証書 | 有・無 |
| 24 | 変更届(控) | 有・無 |
| 25 | 金銭台帳の類 | 有・無 |
| 26 | 介護給付費又は訓練等給付費請求書(控) | 有・無 |
| 27 | 介護給付費又は訓練等給付費明細書(控) | 有・無 |
| 28 | サービス提供実績記録票（控） | 有・無 |
| 29 | サービス提供証明書（控） | 有・無 |
| 30 | 領収証(請求書)(控) | 有・無 |
| 注１　運営指導対象期間は,令和５年４月１日から運営指導当日までですので,  その期間に対応した上記書類を準備してください。  注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります | | |

**主眼事項及び着眼点（指定生活介護）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第１　基本方針  第２　人員に関する基準  １　指定生活介護事業所従業者の員数  (1) 医師 | (1) 指定生活介護事業者は,利用者の意向,適性,障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し,これに基づき利用者に対して指定生活介護を提供するとともに,その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護を提供しているか。  (2) 指定生活介護事業者は,利用者の意思及び人格を尊重して,常に当該利用者の立場に立った指定生活介護の提供に努めているか。  (3) 指定生活介護事業者は,利用者の人権の擁護,虐待の防止等のため,必要な体制の整備を行うとともに,その従業者に対し,研修を実施する等の措置を講じているか。  (4) 指定生活介護の事業は,利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう,障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第２条の４に規定する者に対して,入浴,排せつ及び食事の介護,創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。   |  | | --- | | ※多機能型事業所においては,「第７ 多機能型に関する特例（P70,71）」についても確認すること。 |   　指定生活介護事業所に置く従業者及びその員数は,次のとおりになっているか。  (1) 医師の数は,利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特記事項 |
| ○　「必要な数」とは,嘱託医を確保することをもって,これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。  　　看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され,必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り,医師を派遣しない取扱いとすることができる。 | ○指定申請書(控)  ○運営規程  ○生活介護計画  ○提供した個々の指定生活介護に係る記録等の文書(以下｢実績記録｣) など  ○同上  ○運営規程  ○研修計画,研修　実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制を整備していることが分かる書類  ○運営規程  ○生活介護計画  ○提供した個々の指定生活介護に係る記録等の文書(以下｢実績記録｣) など  ○勤務表  ○出勤簿（タイムカード）  ○辞令等  ○給与台帳等  ○組織図  ○資格証等  ○利用者数が分かる資料　など | 法第43条  平25県条例第37号  平18厚令171第３条第１項  平18厚令171第３条第２項  平18厚令171第３条第３項  平18厚令171第77条  施行規則第２条の４  法第43条第１項  平18厚令171第78条第１項  平18厚令171第78条第１項  第１号  平18障発第1206001号  第五１(1) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）,理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 | ①　看護職員,理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は指定生活介護の単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに,常勤換算方法で,アからウまでに掲げる平均障害支援区分に応じ,それぞれアからウまでに掲げる数となっているか。  ア　平均障害支援区分が４未満  　　　　利用者の数を６で除した数以上  　　イ　平均障害支援区分が４以上５未満  　　　　利用者の数を５で除した数以上  　　ウ　平均障害支援区分が５以上  　　　　利用者の数を３で除した数以上  ②　看護職員の数は,指定生活介護の単位ごとに,１以上となっているか。 | いる・いない  いる・いない |

○「常勤換算方法」

　　総従業者の１週間の勤務延べ時間数 ÷

当該事業所において常勤の従業者が１週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）

ただし，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第23 条第１項，同条第３項又は同法第24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合，30 時間以上の勤務で，常勤換算方法での計算に当たり，常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし，１として取り扱うことを可能とする。

* 「勤務延べ時間数」

勤務表上,サービス等の提供に従事する時間又は準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数。なお,従業者１人につき,勤務延べ時間数に算入することができる時間数は,当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

○　「平均障害支援区分の算定方法」

　 ｛(２×区分２に該当する利用者の数)＋(３×区分３に該当する利用者の数)＋(４×区分４に該当する利用者の数)＋(５×区分５に該当する利用者の数)＋(６×区分６に該当する利用者の数)｝／総利用者数(小数点第２位以下を四捨五入)

○「常勤」

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が，当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。

　ただし，母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については，利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は，例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって，当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては，それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば，常勤の要件を満たすものであることとする。

また，人員基準において常勤要件が設けられている場合，従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。），母性健康管理措置，育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。），同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。），同法第23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において，当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより，人員基準を満たすことが可能であることとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特記事項 |
|  | ○勤務表  ○出勤簿（タイムカード）  ○辞令等  ○給与台帳等  ○勤務体制一覧表  ○資格証等  ○利用者数が分かる資料　など | 平18厚令171第78条第１項  第２号イ  平18厚令171第78条第３項平18障発第1206001号  第二２(1)，(2)，(3)  平18障発第1206001号  第五１(2)  平18厚令171第78条第１項  第２号ロ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ③　理学療法士又は作業療法士の数は,利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は,指定生活介護の単位ごとに,当該訓練を行うために必要な数となっているか。  ただし,理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には,これらの者に代えて,日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。  ④　生活支援員の数は,指定生活介護の単位ごとに,１以上となっているか。  また,1人以上は常勤となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定生活介護の単位  　① サービス提供の単位  　　　指定生活介護の単位とは,１日  を通じて,同時に,一体的に提供  される指定生活介護をいうものであり,次の要件を満たす場合に限り,複数の指定生活介護の単位を設置することができる。  　　ア　指定生活介護が階を隔てるなど,同時に,２つの場所で行われ,これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。  　　イ　指定生活介護の単位ごとの利用定員が20人以上であること。  　　ウ　指定生活介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。  　② サービス提供単位ごとの従業者の配置  　　指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者を確保するとは,指定生活介護の単位ごとに生活支援員について,当該指定生活介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され,必要な配置を行うよう定めたものである。  　　（例えば専従する生活支援員の場合,その員数は１人となるが提供時間帯の２分の１ずつの時間専従する生活支援員の場合は,その員数としては２人が必要となる。）    　③　常勤の従業員の配置  同一事業所で複数の指定生活介護の単位を設置する場合には,同時に行われる単位の数の常勤の従業者（サービス管理責任者を除く。）が必要となるものである。 | ○勤務表  ○出勤簿（タイムカード）  ○辞令等  ○給与台帳等  ○組織図  ○資格証等  ○利用者数が分かる資料など  ○同上 | 平18厚令171  第78条第１項第２号ハ  平18障発第1206001号  第五１(5)準用(第四１(5))  平18厚令171第78条第４項  平18厚令171  第78条第１項第２号ニ  平18厚令171第78条第６項  平18障発1206001号  第五１(2) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| (3) サービス管理責任者  (4) 利用者数の算定  (5) 職務の専従  (6) 管理者 | 指定生活介護事業所ごとに,①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ,それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。  　①　利用者の数が60以下　　１以上  　②　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  　また,１人以上は常勤となっているか。  原則として,サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者であるか。  （ただし,利用者に対するサービス提供に支障がない場合は,サービス管理責任者が指定生活介護事業所の他の職務に従事することができる。）  　利用者の数は,前年度の平均値となっているか。ただし,新規に指定を受ける場合は,適切な推定数が算定されているか。  　指定生活介護事業所の従業者は,専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者となっているか。  （ただし,利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。）  　指定生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  　（ただし,指定生活介護事業所の管理上支障がない場合は,当該指定生活介護事業所の他の職務に従事させ,又は当該指定生活介護事業所以外の事業所,施設等の職務に従事させることができる。） | いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス管理責任者が他の職務を兼務する場合,兼務を行う他の職務に係る常勤換算上,当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできない。ただし,利用定員が20人未満の場合は算入可  ○　「前年度の平均値」とは  　　当該年度の前年度(毎年４月１日に始まり翌年３月31日をもって終わる年度とする。)の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては,小数点第２位以下を切り上げる。  ○　指定生活介護事業所の管理者は,以下の場合であって,当該指定生活介護事業所の管理業務に支障がないときは,他の職務を兼ねることができる。  ア　当該指定生活介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  イ　当該指定生活介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって,特に当該指定生活介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合 | ○勤務表  ○出勤簿（タイムカード）  ○辞令等  ○給与台帳等  ○組織図  ○資格証等  ○利用者数が分かる資料  など  ○前年度利用者管理台帳等  ○勤務表  ○出勤簿（タイムカード）  ○辞令等  ○給与台帳等  ○組織図  ○資格証等  ○利用者数が分かる資料  など  ○管理者雇用形態が分かる書類  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表 | 平18厚令171  第78条第１項第３号  平18厚告544 一イ(1)  平18厚令171第78条第７項  平18障発第1206001号  第五１(4)  平18厚令171第78条第２項  平18障発第1206001号  第二２(5)①  平18厚令171第78条第５項  平18厚令171第80条  準用（第51条）  平18障発第1206001号  第五１(6)  第四１(7)参照 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| (7) 従たる事業所を設置する場合の特例  （経過措置）  (8) 従業者の員数に関する経過措置 | 指定生活介護事業者は,指定生活介護事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合,主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は,常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。  指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が,指定生活介護の事業を行う場合において,平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み,指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され,又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所,指定自立訓練（機能訓練）事業所,指定自立訓練（生活訓練）事業所,指定就労移行支援事業所,指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定就労継続支援Ｂ型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については,当分の間,(7)の規定は適用しない。  　この場合において,当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は,専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。  (1) 当分の間,指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。),理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は,「(2)看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）,理学療法士又は作業療法士及び生活支援員」にかかわらず,指定生活介護の単位ごとに,常勤換算方法で,次の各号に掲げる数を合計した数以上としているか。    ①　次のイからハまでに掲げる利用者(厚生労働大臣が定  める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害  支援区分に応じ,それぞれイからハまでに掲げる数  イ　平均障害支援区分が４未満　利用者の数を６で除  した数  ロ　平均障害支援区分が４以上５未満　利用者の数を  ５で除した数  ハ　平均障害支援区分が５以上　利用者の数を３で除  した数  ②　①の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数  (2) (1)の利用者の数は,前年度の平均値としているか。  ただし,新規に指定を受ける場合の(1)の利用者の数は,推定数による。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○勤務表  ○出勤簿（タイムカード）  ○辞令等  ○給与台帳等  ○組織図  ○資格証等  ○利用者数が分かる資料  など | 平18厚令171第79条  平18厚令171附則第23条  平18厚令171附則第４条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第３　設備に関する基準  １　設備  (1) 訓練・作業室  (2) 相談室  (3) 洗面所  (4) 便所  （経過措置） | |  | | --- | | ※多機能型事業所においては,「第７ 多機能型に関する特例（P70,71）」についても確認すること。 |   ①　訓練・作業室,相談室,洗面所,便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。  　　　ただし,相談室及び多目的室は,利用者の支援に支障がない場合は,兼用することができる。  ②　これらの設備は,専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものとなっているか。  ただし,利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。  ①　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。  ②　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。  　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。  　利用者の特性に応じたものであるか。  　利用者の特性に応じたものであるか。    法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設,旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設,指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み,指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され,又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において,指定生活介護の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については,当分の間,多目的室を設けないことができる。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  ある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 原則として一の建物につき,一の事業所とするが,利用者の利便のため,利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して,事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定生活介護を提供する場合については,これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用する。  ○　指定生活介護事業所における訓練・作業室等,面積や数の定めのない設備については,利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定生活介護が提供されるよう,適当な広さ又は数の設備を確保しなければならない。  　　例えば,指定生活介護事業所における生  産活動について,複数種類の活動を行う場  合には,当該活動の種類ごとに訓練・作業  室を区分するとともに,それぞれの活動に  適した設備と広さを確保する必要がある。 | ○平面図  ○設備・備品等一覧表  　【目視】  ○同上  【目視】  ○同上  ○同上 | 法第43条第２項  平18厚令171第81条第１項  平18障発第1206001号  第五２(1)  平18厚令171第81条第３項  平18厚令171第81条第４項  平18厚令171  第81条第２項第１号イ,ロ  平18障発第1206001号  第五２(2)  平18厚令171  第81条第２項第２号  平18厚令171  第81条第２項第３号  平18厚令171  第81条第２項第４号  平18厚令171附則第23条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第４　運営に関する基準  １　内容及び手続の説明及び同意  ２　契約支給量の報告等 | (1) 指定生活介護事業者は,支給決定障害者等が指定生活介護の利用の申込みを行ったときは,当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ,当該利用申込者に対し,運営規程の概要,従業者の勤務体制,その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い,当該指定生活介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  (2) 指定生活介護事業者は,社会福祉法第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は,利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  (1) 指定生活介護事業者は,指定生活介護を提供するときは,当該指定生活介護の内容,契約支給量,その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。  (2) 契約支給量の総量は,当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。  (3) 指定生活介護事業者は指定生活介護の利用に係る契約をしたときは,受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　書面交付事項  　①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  　②　当該事業の経営者が提供する指定生活介護の内容  　③　当該指定生活介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  　④　指定生活介護の提供開始年月日  　⑤ 指定生活介護に係る苦情を受け付けるための窓口  ○　利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。  ○　受給者証への記載事項  　①　当該事業者及びその事業所の名称  　②　当該指定生活介護の内容  　③　当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定生活介護の提供量（契約支給量）  　④　契約日　等  ○　当該契約に係る指定生活介護の提供が終了した場合にはその年月日を,月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定生活介護の量を記載すること。  ○　受給者証に記載すべき契約支給量の総量は,当該利用者の支給量を超えてはならない。  ○　指定生活介護事業者は,(1)の規定による記載をした場合には,遅滞なく市町村に対して,当該記載事項を報告するとともに,当該利用者が退所する場合には,その理由等を報告すること。 | ○運営規程  ○重要事項説明書  ○利用料金等の説明文書,パンフレットなど  ○同意に関する記録  ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○その他利用者に交付した書面  ○受給者証（写）  ○同上  ○契約内容報告書  ○契約内容報告書 | 法第43条第２項  平18厚令171第93条  準用（第９条第１項）  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第三３(1))  平18厚令171第93条  準用（第９条第２項）  平18厚令171第93条  準用（第10条第１項)  平18障発第1206001号  第五３(12)②ア  平18厚令171第93条  準用（第10条第２項)  平18障発第1206001号  第五３(12)②イ  平18厚令171第93条  準用（第10条第３項)  平18障発第1206001号  第五３(12)②ウ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ３　提供拒否の禁止  ４　連絡調整に対する協力  ５　サービス提供困難時の対応  ６　受給資格の確認  ７　介護給付費の支給の申請に係る援助 | (4) 指定生活介護事業者は,受給者証記載事項に変更があった場合に,(1)から(3)に準じて取り扱っているか。  　指定生活介護事業者は,正当な理由がなく指定生活介護の提供を拒んでいないか。  特に,障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  　指定生活介護事業者は,指定生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に,できる限り協力しているか。  指定生活介護事業者は,指定生活介護事業所の通常の実施地域等を勘案し,利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は,適当な他の指定生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  　指定生活介護事業者は,指定生活介護の提供を求められた場合は,その者の提示する受給者証によって,支給決定の有無,支給決定の有効期間,支給量等を確かめているか。  (1) 指定生活介護事業者は,生活介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は,その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 指定生活介護事業者は,生活介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し,支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について,必要な援助を行っているか。 | いる・いない  いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　提供を拒むことのできる正当な理由  　①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  　②　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって,これに該当しない者から利用申込みがあった場合,その他利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難な場合  ※　「難病等対象者」である理由のみを  　　　もって,一律機械的にサービス提供を  　　　拒否することのないよう留意すること。（平成25年３月６日厚生労働省  　　　社会・援護局障害保健福祉部障害福祉  課事務連絡）  　③　入院治療が必要な場合 | ○受給者証（写）  ○契約内容報告書  ○受給者証（写） | 平18厚令171第93条  準用（第10条第４項)  平18厚令171第93条  準用（第11条)  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第三３(3)(②を除く))  平18厚令171第93条  準用（第12条）  平18厚令171第93条  準用（第13条）  平18厚令171第93条  準用（第14条）  平18厚令171第93条  準用（第15条第１項）  平18厚令171第93条  準用（第15条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ８　心身の状況等の把握  ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | 指定生活介護事業者は,指定生活介護の提供に当たっては,利用者の心身の状況,その置かれている環境,他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  (1) 指定生活介護事業者は,指定生活介護を提供するに当たっては,地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い,市町村,他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  (2) 指定生活介護事業者は,指定生活介護の提供の終了に際しては,利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに,保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | いる ・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○アセスメント記録  ○ケース記録  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上 | 平18厚令171第93条  準用（第16条）  平18厚令171第93条  準用（第17条第１項）  平18厚令171第93条  準用（第17条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 10　サービスの提供の記録  11　指定生活介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1) 指定生活介護事業者は,指定生活介護を提供した際は,当該指定生活介護の提供日,内容その他必要な事項を,指定生活介護の提供の都度記録しているか。  (2) 指定生活介護事業者は,(1)の規定による記録に際しては,支給決定障害者等から指定生活介護を提供したことについて確認を受けているか。  (1) 指定生活介護事業者が指定生活介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは,当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって,当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は,当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに,支給決定障害者等に対し説明を行い,その同意を得ているか。  　ただし,12の(1)から(3)までに掲げる支払については,この限りではない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 利用者及び指定生活介護事業者が,その時点での指定生活介護の利用状況等を把握できるようにするため,当該指定生活介護の提供日,提供したサービスの具体的内容,実績時間数,利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を,後日一括して記録するのではなく,サービスの提供の都度記録しなければならない。  ○　利用者の直接便益を向上させるものについては,次の要件を満たす場合に,利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。  　①　指定生活介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  　②　利用者等に求める金額,その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し,説明を行うとともに,当該利用者の同意を得ていること。 | ○サービス提供の記録  ○同上  ○金銭台帳の類  ○請求書及び領収証(控)  ○介護給付費等 明細書(控)  ○運営規程  ○利用料金等の説明文書  ○同意書 | 平18厚令171第93条  準用（第19条第１項）  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第三３(9))  平18厚令171第93条  準用（第19条第２項）  平18厚令171第93条  準用（第20条第１項)  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第三３(10))  平18厚令171第93条  準用（第20条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 12　利用者負担額等の受領 | (1) 指定生活介護事業者は,指定生活介護を提供した際は,支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。  (2) 指定生活介護事業者は,法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は,支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  (3) 指定生活介護事業者は,(1)及び(2)の支払を受ける額のほか,指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。  　　①　食事の提供に要する費用  　　　（次のイ又はロに定めるところによる）  　　　イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  　　　ロ　事業所等に通う者等のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第１第1号に掲げる者のうち,支給決定障害者及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては,その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては,16万円未満）であるもの又は第２号から第４号までに掲げる者に該当するものについては,食材料費に相当する額  　②　創作的活動にかかる材料費  ③　日用品費  　　④　①から③のほか,指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち,日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって,支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  (4) 指定生活介護事業者は,(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は,当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。  (5) 指定生活介護事業者は,(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては,あらかじめ,支給決定障害者に対し,当該サービスの内容及び費用について説明を行い,支給決定障害者の同意を得ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって,支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」の具体的な範囲  ①　利用者の希望によって,身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用  　（例）一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば歯ブラシや化粧品等の個人用日用品等）であって,利用者の希望を確認した上で提供されるもの。  ②　利用者の希望によって,教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用  （例）事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費,入浴に係る費用等が想定されるものであり,全ての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について,「その他日常生活費」として徴収することは認められない。  ③　利用者の希望によって,送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合においては,燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。） | ○領収証（控）  ○交通費等の説明文書  ○同意書  ○同上  ○同上  ○領収書  ○重要事項説明書 | 平18厚令171第82条第１項  平18厚令171第82条第２項  平18厚令171第82条第３項  平18厚令171第82条第４項  平18厚告545二のイ  平18政令10第17条第１～４号  平18障発第1206002号　記３  平18厚令171第82条第５項  平18厚令171第82条第６項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 13　利用者負担額に係る管理  14　介護給付費の額に係る通知等  15　指定生活介護の取扱方針 | 指定生活介護事業者は,支給決定障害者等の依頼を受けて,当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは,当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第３項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  　この場合において,当該指定生活介護事業者は,利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに,当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  (1) 指定生活介護事業者は,法定代理受領により市町村から指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は,支給決定障害者に対し,当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。  (2) 指定生活介護事業者は,法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払を受けた場合は,その提供した指定生活介護の内容,費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。  (1) 指定生活介護事業者は,生活介護計画に基づき,利用者の心身の状況等に応じて,その者の支援を適切に行うとともに,指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。  (2) 指定生活介護事業所の従業者は,指定生活介護の提供に当たっては,懇切丁寧を旨とし,利用者又はその家族に対し,支援上必要な事項について,理解しやすいように説明を行っているか。  (3) 指定生活介護事業者は,その提供する指定生活介護の質の評価を行い,常にその改善を図っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「支援上必要な事項」とは,指定生活介護計画の目標及び内容のほか,行事及び日課等も含む。  ○　指定生活介護事業者は,自らその提供する指定生活介護の質の評価を行うことはもとより,第三者による外部評価の導入を図るよう努め,常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。 | ○利用者負担額上  ○限額管理通知（控）  ○通知（写）  ○サービス提供証明書（控）  ○生活介護計画  　(利用者ごと)  ○実績記録など  ○研修受講記録  ○自己評価に関する記録  ○外部評価結果の記録 | 平18厚令171第93条  準用（第22条）  平18厚令171第93条  準用（第23条第１項）  平18厚令171第93条  準用（第23条第２項）  平18厚令171第93条  準用（第57条第１項)  平18厚令171第93条  準用（第57条第２項)  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第四３(6)①)  平18厚令171第93条  準用（第57条第３項)  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第四３(6)②) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 16　生活介護計画の作成等 | (1) 指定生活介護事業所の管理者は,サービス管理責任者に指定生活介護に係る個別支援計画（生活介護計画）の作成に関する業務を担当させているか。  (2) サービス管理責任者は生活介護計画の作成に当たっては,適切な方法により,利用者について,その有する能力,その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い,利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  (3) アセスメントに当たっては,利用者に面接して行っているか。  　　　この場合において,サービス管理責任者は,面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し,理解を得ているか。  (4) サービス管理責任者は,アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき,利用者及びその家族の生活に対する意向,総合的な支援の方針,生活全般の質を向上させるための課題,指定生活介護の目標及びその達成時期,指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成しているか。  　　　この場合において,当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて生活介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。  (5) サービス管理責任者は,生活介護計画の作成に係る会議テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し,生活介護計画の原案の内容について意見を求めているか。  (6) サービス管理責任者は,生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し,文書により利用者の同意を得ているか。  (7) サービス管理責任者は,生活介護計画を作成した際には,当該生活介護計画を利用者に交付しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　生活介護計画は,利用者及びその家族の生活に対する意向,総合的な支援の方針,生活全般の質を向上させるための課題,指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期,指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した書面である。  ○　生活介護計画は,利用者の能力,その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い,利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 | ○個別支援計画  ○サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることがわかる書類  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことがわかる書類  ○アセスメントを実施したことがわかる記録  ○面接記録  ○個別支援計画の原案  ○他サービスとの連携状況がわかる書類  ○サービス担当者会議の記録  ○個別支援計画  ○利用者に交付した記録  ○個別支援計画 | 平18厚令171第93条  準用（第58条第１項)  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第四３(7))  平18厚令171第93条  準用（第58条第２項)  平18厚令171第93条  準用（第58条第３項)  平18厚令171第93条  準用（第58条第４項)  平18厚令171第93条  準用（第58条第５項)  平18厚令171第93条  準用（第58条第６項)  平18厚令171第93条  準用（第58条第７項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 17　サービス管理責任者の責務  18　相談及び援助 | (8) サービス管理責任者は,生活介護計画の作成後,生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに,少なくとも６月に１回以上,生活介護計画の見直しを行い,必要に応じて生活介護計画の変更を行っているか。  (9) サービス管理責任者は,モニタリングに当たっては,利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし,特段の事情のない限り,次に定めるところにより行っているか。  　　①　定期的に利用者に面接すること。  　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。    (10) 生活介護計画に変更のあった場合,(2)から(7)に準じて取り扱っているか。  　サービス管理責任者は,生活介護計画の作成等のほか,次に掲げる業務を行っているか。  ①　利用申込者の利用に際し,その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により,その者の心身の状況,当該指定生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。  ②　利用者の心身の状況,その置かれている環境等に照らし,利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに,自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し,必要な支援を行っているか。    ③　他の従事者に対する技術指導及び助言を行っているか。  　指定生活介護事業者は,常に利用者の心身の状況,その置かれている環境等の的確な把握に努め,利用者又はその家族に対し,その相談に適切に応じるとともに,必要な助言その他の援助を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことがわかる書類  ○モニタリング記録  ○面接記録  ○(2)～(7)に揚げる確認資料  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○同上  ○サービス提供の記録  ○他の従業者に指導及び助言した記録 | 平18厚令171第93条  準用（第58条第８項)  平18厚令171第93条  準用（第58条第９項)  平18厚令171第93条  準用（第58条第10項)  平18厚令171第93条  準用（第59条)  平18厚令171第93条  準用（第60条) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 19　介護 | (1) 介護は,利用者の心身の状況に応じ,利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう,適切な技術をもって行っているか。  (2) 指定生活介護事業者は,利用者の心身の状況に応じ,適切な方法により,排せつの自立について必要な援助を行っているか。  (3) 指定生活介護事業者は,おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。  (4) 指定生活介護事業者は,(1)から(3)に定めるほか,利用者に対し,離床,着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。  (5) 指定生活介護事業者は,常時１人以上の従業者を介護に従事させているか。  (6) 指定生活介護事業者は,その利用者に対して,利用者の負担により,当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　排せつの介護は,利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに,自立支援の観点から,トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施すること。  ○　利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には,その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに,おむつ交換は,頻繁に行えばよいということではなく,利用者の排せつ状況を踏まえて実施すること。  ○　「常時１人以上の従業者を介護に従事させる」とは,適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに,２以上の生活支援員等の勤務体制を組む場合(複数の指定生活介護の単位を設置し,指定生活介護を提供する場合を含む。)は,それぞれの勤務体制において常時１人以上の常勤の生活支援員等の配置を行わなければならない。 | ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○業務日誌等  ○同上  ○同上  ○同上  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○従業者名簿  ○雇用契約書  ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○業務日誌等 | 平18厚令171第83条第１項  平18障発第1206001号  第五３(2)(第四3(11))参照  平18厚令171第83条第２項  平18障発第1206001号  第五３(2)(第四３(11))②  参照  平18厚令171第83条第３項  平18障発第1206001号  第五３(2)(第四３(11))②  　参照  平18厚令171第83条第４項  平18厚令171第83条第５項  平18障発第1206001号  第五３(2)  平18厚令171第83条第６項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 20　生産活動  21　工賃の支払 | (1) 指定生活介護事業者は,生産活動の機会の提供に当たっては,地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。  また,利用者の心身の状況,利用者本人の意向,適性,障害の特性,能力などを考慮し,多種多様な生産活動の場を提供できるように努めているか。  (2) 指定生活介護事業者は,生産活動の機会の提供に当たっては,生産活動に従事する者の作業時間,作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。  (3) 指定生活介護事業者は,生産活動の機会の提供に当たっては,生産活動の能率の向上が図られるよう,利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。  (4) 指定生活介護事業者は,生産活動の機会の提供に当たっては,防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。  　指定生活介護事業者は,生産活動に従事している者に,生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定生活介護事業者は,生産活動の機会を提供するに当たっては,生産活動への従事時間の工夫,休憩時間の付与,効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により,利用者の負担ができる限り軽減されるよう,配慮しなければならない。  ○　指定生活介護事業所における会計処理については,社会福祉法人が設置する指定生活介護事業所の場合は,「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年７月27日雇児発0727第１号,社援発0727第１号,老発0727第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長,社会・援護局長,老健局長連名通知）を,社会福祉法人以外の法人が設置する指定生活介護事業所の場合は,「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月２日社援発第1002001号社会・援護局長通知）を参照すること。  ○　利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと。（「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」（平成18年10月２日障障発第1002003号）） | ○工賃支払記録  ○工賃支給規程  ○就労支援事業に関する会計書類（出納簿等） | 平18厚令171第84条第１項  平18障発第1206001号  第五３(3)①  平18厚令171第84条第２項  平18障発第1206001号  第五３(3)②  平18厚令171第84条第３項  平18厚令171第84条第４項  平18厚令171第85条  平18障発第1206001号  第五３(4) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 22　職場への定着のための支援等の実施  23　食事  24　緊急時等の対応 | (1) 指定生活介護事業者は,障害者の職場への定着を促進するため,当該生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について,障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して,当該障害者が就職した日から6月以上,職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。  (2) 指定生活介護事業者は,当該生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には,(1)の支援が就労した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう,当該指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。  (1) 指定生活介護事業者は,あらかじめ,利用者に対し食事の提供の有無を説明し,提供を行う場合には,その内容及び費用に関して説明を行い,利用者の同意を得ているか。  (2) 指定生活介護事業者は,食事の提供に当たっては,利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し,適切な時間に食事の提供を行うとともに,利用者の年齢及び障害の特性に応じた,適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため,必要な栄養管理を行っているか。  (3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。  (4) 指定生活介護事業者は,食事の提供を行う場合であって,指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは,献立の内容,栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。  従業者は,現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は,速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し,希望があるとき,当該指定生活介護事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には,当該指定生活介護事業者は就職後６月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう,当該指定就労定着支援事業者,指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で,当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。当該生活介護事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には,指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で,当該指定生活介護事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。  なお,就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても,利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう,指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。  ○　指定生活介護事業所が食事の提供を行う場合については,提供する手段によらず,年齢や障害の特性に応じて,適切な栄養量及び内容の食事を確保するため,栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか,次の点に留意して行うこと。  　ア 利用者の嗜好,年齢や障害の特性に配慮するとともに,できるだけ変化に富み,栄養のバランスに配慮したものであること。  　イ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに,その実施状況を明らかにしておくこと。  　ウ 適切な衛生管理がなされていること。 | ○相談等の支援の継続をしていることがわかる書類  ○就労定着支援事業者との連絡調整をしたことがわかる書類  ○運営規程  ○緊急時の連絡体制に関する書類 | 平18厚令171第85条の２  第１項  平18障発第1206001号  第五３(4)の２  平18厚令171第85条の２  第２項  平18厚令171第86条第１項  平18障発第1206001号  第五３(5)  平18厚令171第86条第２項  平18厚令171第86条第３項  平18厚令171第86条第４項  平18厚令171第93条  準用（第28条） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 25　健康管理  26　支給決定障害者に関する市町村への通知  27　管理者の責務  28　運営規程 | 指定生活介護事業者は,常に利用者の健康の状況に注意するとともに,健康保持のための適切な措置を講じているか。  　指定生活介護事業者は,指定生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は,遅滞なく,意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　①　正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより,障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  　②　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け,又は受けようとしたとき。  (1) 指定生活介護事業所の管理者は,当該指定生活介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  (2) 指定生活介護事業所の管理者は,当該生活介護事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第４章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  　指定生活介護事業者は,指定生活介護事業所ごとに,次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  　①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種,員数及び職務の内容  　③　営業日及び営業時間  　④　利用定員  　⑤　指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　⑥　通常の事業の実施地域  　⑦　サービスの利用に当たっての留意事項  　⑧　緊急時等における対応方法  　⑨　非常災害対策  　⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　⑪　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑫　その他運営に関する重要事項  ※　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は,その旨を規定し,「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年７月７日付け障障発第0707第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち,満たす機能を明記すること。　＜平18障発第1206001号第五３(8)③＞ | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者の健康管理は,保健所等との連絡の上,医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし,利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じること。  ○ 利用定員は,指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。  　　なお,複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては,当該指定生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要がある。  ○　通常の事業の実施地域は,客観的にその区域が特定されるものとする。  　　なお,通常の事業の実施地域は,利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり,当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。  ○　指定生活介護事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが,障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては,円滑な指定生活介護の利用が図られるよう,指定生活介護事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要がある。  ○　「虐待の防止のための措置事項」  　ア　虐待の防止に関する責任者の選定  　イ　成年後見制度の利用支援  　ウ　苦情解決体制の整備  　エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）など | ○他の業務等と兼務している場合,それぞれの勤務表  ○出勤簿  ○運営規程 | 平18厚令171第87条  平18障発第1206001号  第五３(6)  平18厚令171第88条  平18厚令171第93条  準用（第66条第１項)  平18厚令171第93条  準用（第66条第２項)  平18厚令171第89条  平18障発第1206001号  第五３(8)  「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号当職通知） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 29　勤務体制の確保等  30　業務継続計画の策定等 | (1) 指定生活介護事業者は,利用者に対し,適切な指定生活介護を提供できるよう,指定生活介護事業所ごとに,従業者の勤務体制を定めているか。  (2) 指定生活介護事業者は,指定生活介護事業所ごとに,当該指定生活介護事業所の従業者によって指定生活介護を提供しているか。  　　　ただし,利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については,この限りではない。  (3) 指定生活介護事業者は,従業者の資質の向上のために,その研修の機会を確保しているか。  (4) 指定生活介護事業者は,適切な指定生活介護の提供を確保する観点から,職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  (1) 指定生活介護事業者は,感染症や非常災害の発生時において,利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施するための,及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し,当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  (2) 指定生活介護事業者は,従業者に対し,業務継続計画について周知するとともに,必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  (3) 指定生活介護事業者は,定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定生活介護事業所ごとに,原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定生活介護の単位等により２以上で行っている場合は,その勤務体制ごとの勤務表）を作成し,従業者の日々の勤務時間,常勤・非常勤の別,管理者との兼務関係等を明確にすること。  ○　調理業務,洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については,第三者への委託等を行うことを認められる。  ○　指定生活介護事業所の従業者の資質の向上を図るため,研修機関が実施する研修や当該指定生活介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 | ○勤務体制及び勤務形態の書類  ○勤務表  ○辞令又は雇用契約書（写）  ○職員の研修の記録など  ○就業環境が害されることを防止するための方針がわかる書類  ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実施したことがわかる書類  ○業務継続計画の見直しを行ったことがわかる書類 | 平18厚令171第93条  準用（第68条第１項)  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第四３(17)①)  平18厚令171第93条  準用（第68条第２項)  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第四３(17)②)  平18厚令171第93条  準用（第68条第３項)  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第四３(17)③)  平18厚令171第93条  準用（第68条第４項)  平18障発第1206001号  第三３(22)④  平18厚令171第93条  準用（第33条の２第１項)  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第93条  準用（第33条の２第２項)  平18厚令171第93条  準用（第33条の２第３項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 31　定員の遵守 | 指定生活介護事業者は,利用定員を超えて指定生活介護の提供を行っていないか。  　ただし,災害,虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。  ※　下記に該当する利用定員を超えた利用者の受入については,適正なサービスの提供が確保されることを前提に,地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定生活介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り,可能とする。  　ア　１日当たりの利用者の数  　（Ⅰ）利用定員50人以下の指定生活介護事業所の場合  　　　１日当たりの利用者の数（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては,当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）が,利用定員（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては,当該指定生活介護の単位ごとの利用定員  （Ⅱ）及びイにおいて同じ。）に150％を乗じて得た数以下となっていること。  　（Ⅱ）利用定員51人以上の指定生活介護事業所の場合  　　　１日当たりの利用者の数が,利用定員から50を差し引いた数に125％を乗じて得た数に,75を加えて得た数以下となっていること。  　イ　過去３月間の利用者の数  　　 過去３月間の利用者の延べ数が,利用定員に開所日数を乗じて得た数に125％を乗じて得た数以下となっていること。  ただし,定員11人以下の場合は,過去３月間の利用者の延べ数が,定員の数に３を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。 | いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程  ○利用者名簿等 | 平18厚令171第93条  準用（第69条）  平18障発第1206001号  第五３(12)③ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 32　非常災害対策  33　衛生管理等 | (1) 指定生活介護事業者は,消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに,非常災害に関する具体的計画を立て,非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し,それらを定期的に従業者に周知しているか。  (2) 指定生活介護事業者は,非常災害に備えるため,定期的に避難,救出その他必要な訓練を行っているか。  (3) 指定生活介護事業者は,(2)の訓練の実施に当たって,地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  (1) 指定生活介護事業者は,利用者の使用する設備及び飲用に供する水について,衛生的な管理に努め,又は衛生上必要な措置を講ずるとともに,健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは,消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており,それらの設備を確実に設置すること。  ○　「非常災害に関する具体的計画」とは,消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害,地震等の災害に対処するための計画をいう。  　　この場合,消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は,消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせること。  ○　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは,火災等の災害時に,地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに,日頃から消防団や地域住民との連携を図り,火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めるものである。  ○　基準第70 条第３項は、指定生活介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。  ① 指定生活介護事業者は,従業者が感染源となることを予防し,また従業者を感染の危険から守るため,手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきである。  （留意点）  　ア　指定生活介護事業者は,感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について,必要に応じて保健所の助言,指導を求めるとともに,常に密接な連携を保つこと。  　イ　特にインフルエンザ対策,腸管出血性大腸菌感染症対策,レジオネラ症対策,新型コロナウイルス感染症対策等については,その発生及びまん延を防止するための措置について,別途通知等が発出されているので,これに基づき,適切な措置を講じること。  　ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 | ○運用計画  ○消防計画  ○訓練の記録など  ○避難訓練の記録  ○消防署への届出  ○地域住民が訓練に参加していることがわかる書類  ○感染予防に関するマニュアルなど | 平18厚令171第93条  準用（第70条第１項）  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第四３(19)①～④)  平18厚令171第93条  準用（第70条第２項）  平18厚令171第93条  準用（第70条第３項）  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第四３(19)⑤)  平18厚令171第90条第１項  平18障発第1206001号  第五３(9)  第四３(20))参照 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (2) 指定生活介護事業者は,当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し,又はまん延しないように,次の各号に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに,その結果について,従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　③　当該指定生活介護事業所において,従業者に対し,感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務） | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○感染予防に関するマニュアルなど  ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒予防及びまん延防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことがわかる書類  33　衛生管理等チェックポイントのつづき  ②　感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように講ずるべき措置については，具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。  ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり，幅広い職種（例えば，施設長（管理者），事務長，医師，看護職員，生活支援員，栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は，入所者の状況など施設の状況に応じ，おおむね３月に１回以上，定期的に開催するとともに，感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  感染対策委員会は，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，障害のある者が参加する場合には，その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際，個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  なお，感染対策委員会は，運営委員会など指定療養介護事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが，関係する職種，取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合，これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  また，指定療養介護事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  指定療養介護事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には，平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては，指定療養介護事業所内の衛生管理（環境の整備，排泄物の処理，血液・体液の処理等），日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば，血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき，傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め），手洗いの基本，早期発見のための日常の観察項目）等，発生時の対応としては，発生状況の把握，感染拡大の防止，医療機関や保健所，市町村における事業所関係課等の関係機関との連携，医療処置，行政への報告等が想定される。また，発生時における指定療養介護事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し，明記しておくことも必要である。  なお，それぞれの項目の記載内容の例については，「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ウ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は，感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定療養介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには，当該指定療養介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに，新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また，調理や清掃などの業務を委託する場合には，委託を受けて行う者に対しても，施設の指針が周知されるようにする必要がある。  また，研修の実施内容についても記録することが必要である。  研修の実施は，厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど，指定療養介護事業所内で行うものでも差し支えなく，当該指定居宅介護事業所の実態に応じ行うこと。  エ　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  平時から，実際に感染症が発生した場合を想定し，発生時の対応について，訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては，感染症発生時において迅速に行動できるよう，発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき，指定療養介護事業所内の役割分担の確認や，感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は，机上を含めその実施手法は問わないものの，机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが  適切である。 | 平18厚令171第90条第２項  令３厚令10附則第４条 | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 34　協力医療機関  35　掲示  36　身体拘束等の禁止 | 指定生活介護事業者は,利用者の病状の急変等に備えるため,あらかじめ,協力医療機関を定めてあるか。  指定生活介護事業者は,指定生活介護事業所の見やすい場所に,運営規程の概要,従業者の勤務の体制,協力医療機関,その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は,指定生活介護事業者は,これらの事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け,かつ,これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  (1) 指定生活介護事業者は,指定生活介護の提供に当たっては,利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き,身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  (2) 指定生活介護事業者は,やむを得ず身体拘束等を行う場合には,その様態及び時間,その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | ある・ない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　協力医療機関は,指定生活介護事業所から近距離にあることが望ましい。 | ○協力医療機関等の契約書等  ○事務所の掲示物又は備え付け閲覧物  ○個別支援計画  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録,理由がわかる書類等） | 平18厚令171第91条  平18障発第1206001号  第五３(10)  平18厚令171第92条 第１項  第２項  平18障発第1206001号  第三３(25)  平18厚令171第93条  準用（第35条の２第１項）  平18障発第1206001号  第三３(26)  平18厚令171第93条  準用（第35条の２第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (3) 指定生活介護事業者は,身体拘束等の適正化を図るため,次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに,その結果について,従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し,身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○委員会議事録  ○身体拘束の適正化のための指針  ○研修記録等  ①　利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならず，緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。  ②　「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は，事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には，第三者や専門家を活用することが望ましく，その方策として，医師（精神科専門医等），看護職員等の活用が考えられる。また，事業所単位でなく，法人単位での委員会設置も可能であるため，事業所の規模に応じた対応を検討すること。  なお，身体拘束適正化検討委員会は，少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが，虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから，虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において，身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  指定居宅介護事業所が，報告，改善のための方策を定め，周知徹底する目的は，身体拘束等の適正化について，事業所全体で情報共有し，不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり，決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は，次のようなことを想定している。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は，身体拘束等の発生ごとにその状況，背景等を記録するとともに，アの様式に従い，身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において，イにより報告された事例を集計し，分析すること。  エ　事例の分析に当たっては，身体拘束等の発生時の状況等を分析し，身体拘束等の発生原因，結果等をとりまとめ，当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ　適正化策を講じた後に，その効果について検証すること。  ③　同条同項第２号の指定居宅介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には，次のような項目を盛り込むこととする。  ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ④　従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては，身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定居宅介護事業所における指針に基づき，適正化の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該指定居宅介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な研修を実施（年一回以上）す  るとともに，新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  また，研修の実施内容について記録することが必要である。なお，研修の実施に当たっては，事業所内で行う職員研修で差し支えなく，他の研修と一体的  に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合，例えば，虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化につ  て取り扱う場合は，身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | 平18厚令171第93条  準用（第35条の２第３項）  令３厚令10附則第５条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 37　秘密保持等  38　情報の提供等  39　利益供与等の禁止 | (1) 指定生活介護事業所の従業者及び管理者は,正当な理由がなく,その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  (2) 指定生活介護事業者は,従業者及び管理者であった者が,正当な理由がなく,その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう,必要な措置を講じているか。  (3) 指定生活介護事業者は,他の指定生活介護事業者等に対して,利用者又はその家族に関する情報を提供する際は,あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  (1) 指定生活介護事業者は,指定生活介護を利用しようとする者が,適切かつ円滑に利用することができるように,当該指定生活介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  (2) 指定生活介護事業者は,当該指定生活介護事業者について広告をする場合においては,その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。  (1) 指定生活介護事業者は,一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し,利用者又はその家族に対して当該指定生活介護事業者を紹介することの対償として,金品その他の財産上の利益を供与していないか。  (2) 指定生活介護事業者は,一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から,利用者又はその家族を紹介することの対償として,金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定生活介護事業者は,当該指定生活介護事業所の従業者等が,従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を,従業者との雇用時等に取り決め,例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じること。  ○　従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を,他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには,指定生活介護事業者等は,あらかじめ,文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。  　　なお,この同意は,サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | ○就業規則  ○秘密保持に関する就業時の取り決め  ○同上  ○利用者等の同意書  ○パンフレットなど | 平18厚令171第93条  準用（第36条第１項）  平18厚令171第93条  準用（第36条第２項）  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第三３(27)②)  平18厚令171第93条  準用（第36条第３項）  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第三３(27)③)  平18厚令171第93条  準用（第37条第１項）  平18厚令171第93条  準用（第37条第２項）  平18厚令171第93条  準用（第38条第１項）  平18厚令171第93条  準用（第38条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 40　苦情解決 | (1) 指定生活介護事業者は,その提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために,苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  (2) 指定生活介護事業者は,(1)の苦情を受け付けた場合には,当該苦情の内容等を記録しているか。  (3) 指定生活介護事業者は,その提供した指定生活介護に関し,法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ,及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに,市町村から指導又は助言を受けた場合は,当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (4) 指定生活介護事業者は,その提供した指定生活介護に関し,法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録,帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ,及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに,県知事から指導又は助言を受けた場合は,当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (5) 指定生活介護事業者は,その提供した指定生活介護に関し,法第48条第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ,及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに,県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は,当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「必要な措置」とは,相談窓口,苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。  　　当該措置の概要については,利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し,事業所に掲示することが望ましい。  ○　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち,苦情の内容を踏まえ,サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 | ○サービス内容の説明文書  ○苦情解決に関する記録など  ○市町村からの  指導又は助言を受けた場合の改善したことがわかる書  類  ○県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことがわかる書類  ○同上 | 平18厚令171第93条  準用（第39条第１項）  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第三３(29)①)  平18厚令171第93条  準用（第39条第２項）  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第三３(29)②)  平18厚令171第93条  準用（第39条第３項）  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第三３(29)③)  平18厚令171第93条  準用（第39条第４項）  平18厚令171第94条  準用（第39条第５項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 41　事故発生時の対応  42　会計の区分 | (6) 指定生活介護事業者は,県知事,市町村又は市町村長から求めがあった場合には,(3)から(5)までの改善の内容を県知事,市町村又は市町村長に報告しているか。  (7) 指定生活介護事業者は,社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  (1) 指定生活介護事業者は,利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合は,県,市町村,当該利用者の家族等に連絡を行うとともに,必要な措置を講じているか。  (2) 指定生活介護事業者は,事故の状況及び事故に際して採った処置について,記録しているか。  (3) 指定生活介護事業者は,利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は,損害賠償を速やかに行っているか。  　指定生活介護事業者は,指定生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに,指定生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については,あらかじめ指定生活介護事業者が定めておくことが望ましい。  ○　指定生活介護事業者は,賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため,損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。  ○　指定生活介護事業者は,事故が生じた際にはその原因を解明し,再発生を防ぐための対策を講じること。 | ○県等への報告書  ○運営適正化委員会の調査又は斡旋に協力したことがわかる書類  ○緊急時の連絡体制に関する書類  ○事故対応マニュアル  ○事故に関する記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償保険証書等 | 平18厚令171第93条  準用（第39条第６項）  平18厚令171第93条  準用（第39条第７項）  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第三３(29)④)  平18厚令171第93条  準用（第40条第１項）  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第三３(30))  平18厚令171第93条  準用（第40条第２項）  平18厚令171第93条  準用（第40条第３項）  「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）  平18厚令171第93条  準用（第41条) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 43　虐待の防止  44　地域との連携等  45　記録の整備 | 指定生活介護事業者は,虐待の発生又はその再発を防止するため,次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定生活介護事業所における虐待の防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに,その結果について,従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定生活介護事業所において,従業者に対し,虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  　指定生活介護事業者は,その事業の運営に当たっては,地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。  (1) 指定生活介護事業者は,従業者,設備,備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  (2) 指定生活介護事業者は,利用者に対する指定生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し,当該指定生活介護を提供した日から５年間保存しているか。  ①　生活介護計画  　　②　サービスの提供の記録  　　③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  　　④　身体拘束等の記録  　　⑤　苦情の内容等の記録  　　⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○委員会議事録  ○研修記録等  ○担当者を配置していることがわかる書類  ○職員名簿  ○設備・備品台帳  ○帳簿等の会計書類  ○左記①から⑥までの書類 | 平18厚令171第93条  準用（第40条の２）  平18障発第1206001号  第五３(12)①  準用(第三３(31))  令３厚令10附則第２条  平18厚令171第93条  準用（第74条）  平18厚令171第93条  準用（第75条第１項）  平18厚令171第93条  準用（第75条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 46　電磁的記録等  第５　共生型障害福祉サービスに関する基準  １　共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準 | (1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は,作成,保存その他これらに類するもののうち,書面（書面,書類,文書,謄本,抄本,正本,副本,複本その他文字,図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については,書面に代えて,当該書面に係る電磁的記録（電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって,電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は,交付,説明,同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち,書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては,当該交付等の相手方の承諾を得て,当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ,書面に代えて,電磁的方法（電子的方法,磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。  共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者に関して,次の基準を満たしているか。  (1) 指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業所（指定児童発達支援事業所等）の従業者の員数が,当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（指定児童発達支援等）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上となっているか。  (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため,指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○電磁的記録簿冊  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項  平18厚令171第93条の２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準  ３　共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準 | 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）に関して,次の基準を満たしているか。  (1) 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業者等）の食堂及び機能訓練室の面積を,指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上となっているか。  (2) 指定通所介護事業所の従業者の員数が,当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護事業等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業者等として必要とされる数以上となっているか。  (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため,指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。  共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者,指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）が当該事業に関して,次の基準を満たしているか。  (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所,指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の数と共生型生活介護,共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（機能訓練）又は共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては18人）以下となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○平面図  【目視】  ○利用者数が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | 平18厚令171第93条の３  平18厚令171第93条の４ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４　準用 | (2) 指定小規模多機能型居宅介護,指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては,登録定員に応じて,次に定める利用定員,サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内となっているか。   |  |  | | --- | --- | | 登録定員 | 利用定員 | | 26人または27人 | 16人 | | 28人 | 17人 | | 29人 | 18人 |   (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は,機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。  (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が,当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしているか。  (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため,指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。  （第１の(4),第２の(7)及び第４を準用） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○平面図  【目視】  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同準用項目と同一文書 |  |  |
| 平18厚令171第93条の5準用（第9条から第17条まで,第19条,第20条,第22条,第23条,第28条,第33条の2,第35条の2から第41条まで,第51条,第57条から第60条まで,第66条,第68条から第70条まで,第74条,第75条,第77条,第79条並びに第82条から第92条まで） | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ５　電磁的記録等  第６　基準該当障害福祉サービスに関する基準  １　基準該当生活介護の基準 | (1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は,作成,保存その他これらに類するもののうち,書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については,書面に代えて,当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は,交付等のうち,書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては,当該交付等の相手方の承諾を得て,当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ,書面に代えて,電磁的方法によることができているか。  基準該当生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は,次のとおりとなっているか。  (1) 指定通所介護事業者等であって,地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであるか。  (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を,指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であるか。  (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が,当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であるか。  (4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため,指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。 | いる・いない  いる・いない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○電磁的記録簿冊  ○平面図  【目視】  ○利用者数が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰ ﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数(平均利用人数）が分かる書類(実績表等） | 平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項  法第30条第1項第２号イ  平18厚令171第94条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例 | 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第１項に規定する通いサービスを除く。）を提供する場合には,当該通いサービスを基準該当生活介護と,当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）を基準該当生活介護事業所とみなしているか。  この場合において,１を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等について適用していないか。  (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第44条第１項 に規定する登録者を除く。）の数と基準該当生活介護とみなされる通いサービス,指定障害福祉サービス基準第163条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の６において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）にあっては,18人）以下となっているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | 平18厚令171第94条の2 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ３　利用者負担額等の受領 | (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と基準該当生活介護とみなされる通いサービス,指定障害福祉サービス基準第163条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の６において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限）を登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては,登録定員に応じて,次の表に定める利用定員,サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては,12人）までの範囲内となっているか。   |  |  | | --- | --- | | 登録定員 | 利用定員 | | 26人又は27人 | 16人 | | 28人 | 17人 | | 29人 | 18人 |   (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第２項第１号に規定する居間及び食堂を除く。）は,機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。  (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が,当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス,指定障害福祉サービス基準第163条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の２の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の６において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしているか。  (5) 基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため,指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。  （第４の12の(2)から(6)を準用） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿　等）  ○平面図  【目視】  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 平18厚令171第95条準用  （第82条第2項から第6項）  法第43条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４　電磁的記録等  第７　多機能型に関する特例  １　利用定員に関する特例 | (1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は,作成,保存その他これらに類するもののうち,書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については,書面に代えて,当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は,交付等のうち,書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては,当該交付等の相手方の承諾を得て,当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ,書面に代えて,電磁的方法によることができているか。  (1) 多機能型生活介護事業所,多機能型自立訓練（機能訓練）事業所,多機能型自立訓練（生活訓練）事業所,多機能型就労移行支援事業所,多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所（「多機能型事業所」と総称）は,一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては,当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし,宿泊型自立訓練の利用定員を除く）の合計が20人以上である場合は,当該多機能型事業所の利用定員を,次に掲げる人数とすることができる。  ①　多機能型生活介護事業所,多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く）　６人以上  ②　多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 ６人以上｡ただし,宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては,宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練 （生活訓練) の利用定員が６人以上とする。  ③　多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所　10人以上 | いる・いない  いる・いない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○電磁的記録簿冊  ○運営規程  ○利用者数が分かる資料 | 平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項  平18厚令174第89条第１項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (2) (1)にかかわらず,主として重度の知的障害及び重度の上肢,下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が,多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては,その利用定員を,当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。  (3) 多機能型生活介護事業所が,主として重症心身障害児(児童福祉法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。)につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては,その利用定員を,当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。  (4) 離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち,将来的にも利用者の確保の見込みがないとして県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については,(1)中「20人」とあるのは「10人」とできる。  この場合において,地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所,多機能型自立訓練(機能訓練)事業所,多機能型自立訓練(生活訓練)事業所,多機能型就労継続支援Ｂ型事業所に限る。）については,当該多機能型事業所の利用定員を,１人以上とすることができる。 | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程  ○利用者数が分かる資料  ○同上  ○同上 | 平18厚令174第89条第2項  平18厚令174第89条第３項  平18厚令174第89条第４項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　従業者の員数等に関する特例  ３　設備の特例 | (1) 多機能型事業所は,一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は,第２の１の(2)の④にかかわらず,当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち,１人以上は,常勤でなければならないとすることができる。  (2) 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所,指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は,第２の１の(3)にかかわらず,一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年９月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして,当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を,次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ,それぞれに掲げる数とし,この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち,１人以上は,常勤でなければならないこととすることができる。  ①　利用者の数の合計が60以下　１以上  ②　利用者の数が61以上　　１に,利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  (3) 第５の１の(4)後段により多機能型事業所の利用定員を１人以上とすることができることとされた多機能型事業所は,第２の１の(2)の④にかかわらず,一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして,当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を,常勤換算方法で,次の①に掲げる利用者の数を６で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち１人以上は常勤でなければならない。  ①　生活介護,自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者  ②　就労継続支援Ｂ型の利用者  　多機能型事業所については,サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ,一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり,当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要がある。  　　なお,各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあっては,サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能であること。  ○　多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など,サービス提供に支障があると認められる場合については,この限りではない。 | ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○利用者数が分かる資料  ○同上  ○同上  ○平面図  ○設備・備品等一覧表  【目視】 | 平18厚令171第215条第１項  平18厚令174第90条第１項  平18障発第1206001号  第十六１(3)  平18厚令171第215条第２項  平18厚令174第90条第２項  平18障発第1206001号  第十六１(2)  平18厚令174第90条第３項  平18厚令171第216条  平18厚令174第91条  平18障発第1206001号  第十六２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４　電磁的記録等  第８　変更の届出等  第９　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い  １　基本事項 | (1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は,作成,保存その他これらに類するもののうち,書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については,書面に代えて,当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は,交付等のうち,書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては,当該交付等の相手方の承諾を得て,当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ,書面に代えて,電磁的方法によることができているか。  (1) 指定生活介護事業者は,当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき,又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは,10日以内に,その旨を県知事に届け出ているか。  (2) 指定生活介護事業者は,当該指定生活介護の事業を廃止し,又は休止しようとするときは,その廃止又は休止の日の一月前までに,その旨を都道府県知事に届け出ているか。  (1) 指定生活介護に要する費用の額は,平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第６により算定する単位数に,平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし,その額が現に当該指定生活介護に要した費用の額を超えるときは,当該現に指定生活介護に要した費用の額となっているか。）  (2) (1)の規定により,指定生活介護に要する費用の額を算定した場合において,その額に１円未満の端数があるときは,その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○電磁的記録簿冊  ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○生活介護計画  ○実績記録  ○同上 | 平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項  法第46条第１項  施行規則第34条の23  法第46条第２項  施行規則第34条の23  法第29条第３項  平18厚告523の一  平18厚告539  法第29条第３項  平18厚告523の二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　生活介護サービス費 | (1) 生活介護サービス費については,次の①から③までのいずれかに該当する利用者に対して,指定生活介護等,指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス,のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（特定基準該当生活介護）を行った場合に,利用定員（多機能型事業所である指定生活介護事業所にあっては,一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし,複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。）及び障害支援区分に応じ,１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし,地方公共団体が設置する指定生活介護事業所,特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の(7)に規定する指定生活介護等（(1-2)に規定する共生型生活介護を除く。）の単位の場合にあっては,所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ①　施設入所者のうち,区分4（50歳以上の者にあっては,区分3）以上に該当するもの  ②　施設入所者以外の者のうち,区分3（50歳以上の者にあっては区分2）以上に該当するもの  ③　平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の二に定める者のうち,施設入所者であって,区分3（50歳以上の者にあっては,区分2）以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの  ④　平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の三に定める者のうち,施設入所者以外の者であって,区分2（50歳以上の者にあっては区分1）以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの  ⑤　平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者であって,区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの | いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○生活介護計画  ○実績記録 | 平18厚告523  別表第６の１-注１  平18厚告556の二  平18厚告556の三  平18厚告556の四 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (1-2) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ)については,指定児童発達支援事業所等（指定障害福祉サービス基準第93条の２第１号に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定通所介護事業所等（指定障害福祉サービス基準第93条の３第１号に規定する指定通所介護事業所等をいう。以下同じ。）において,共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準第93条の２に規定する共生型生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に,１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし,地方公共団体が設置する指定通所介護事業所等の場合は,所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  (1-3) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)については,指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定障害福祉サービス基準第93条の４第１号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において,共生型生活介護を行った場合に,１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし,地方公共団体が設置する指定小規模多機能型居宅介護事業所等の場合は,所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  (2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)　については,指定障害福祉サービス基準第94条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護事業所において,基準該当生活介護を行った場合に,１日につき所定単位数を算定しているか。  (3) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)については,指定障害福祉サービス基準第94条の２の規定による基準該当生活介護事業所において,基準該当生活介護を行った場合に,１日につき所定単位数を算定しているか。  (4) 経過的生活介護サービス費については,平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五に定める者に対して,平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のイに適合するものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設において,(7)に規定する指定生活介護等を行った場合に,利用定員に応じ,令和６年３月31日までの間,1日につき所定単位数を算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○生活介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第６の１-注１の２  平18厚告523  別表第６の１-注１の３  平18厚告523  別表第６-１-注２  平18厚告523  別表第６-１-注３  平18厚告523  別表第６-１-注４  平18厚告556の五  平18厚告551の六のイ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (5) 生活介護サービス費,共生型生活介護サービス費及び基準該当生活介護サービス費の算定に当たって,生活介護サービス費については次の①から③までのいずれかに該当する場合に,共生型生活介護サービス費については①又は③に該当する場合に,基準該当生活介護サービス費については③に該当する場合に,それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  ①　利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準,従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の二のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合　同表の下欄に掲げる割合  ②　平成18年厚生労働省告示第523号別表第６の１の注７に規定する指定生活介護等の提供に当たって,生活介護計画等（生活介護計画,特定基準該当障害福祉サービス計画又は施設障害福祉サービス計画）が作成されていない場合  次に掲げる場合に応じ,それぞれ次に掲げる割合  ア　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70  イ　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50  ③　前3月における指定生活介護事業所,共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の利用者のうち,当該指定生活介護事業所,共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定生活介護事業所,共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所,共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合　　100分の70 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○生活介護計画  ○実績記録 | 平18厚告523  別表第６-１-注５  平18厚告523  別表第６-１-注５(1)  平18厚告550の二のイ,ロ  平18厚告523  別表第６-１-注５(2)  平18厚告523  別表第６-１-注５(3) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (6) 生活介護サービス費,共生型生活介護サービス費及び基準該当生活介護サービス費については,運営規程に定める営業時間が,平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準,従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の二のハの表の上欄に掲げる基準に該当する場合には,所定単位数に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数を算定しているか。  ①　４時間以上６時間未満の場合　100分の70  ②　４時間未満の場合　100分の50  (7) 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所等（指定生活介護事業所,共生型生活介護事業所,特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等)において,指定生活介護,指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス等）を行った場合には,所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定しているか  (8) 生活介護サービス費の算定に当たって,医師が配置されてない場合は,１日につき12単位を減算しているか。  (8-2) 指定生活介護事業者等が,やむを得ず身体拘束等を行う場合に,その態様及び時間,その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録されていない場合又は身体拘束等の適正化を図るため,次に掲げる措置を講じていない場合は,１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。  ただし,令和５年３月31日までの間は,身体拘束等の適正化を図るため,次に掲げる措置を講じていない場合であっても,減算していないか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに,その結果について,従業者に周知徹底を図ること。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ③　従業者に対し,身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することしているか。  (8-3) 共生型生活介護サービス費については,次の①及び②のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た共生型生活介護事業所について,１日につき58単位を加算しているか。  ①　サービス管理責任者を１名以上配置していること。  ②　地域に貢献する活動を行っていること。  (9) 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間に,生活介護サービス費を算定していないか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○生活介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第６-１-注６  平18厚告550の二のハ  平18厚告523  別表第６-１-注７  平18厚告523  別表第６-１-注８  平18厚告523  別表第６-１-注８の２  平18厚令171第93条第２項及び平18厚令172第48条第２項若しくは第３項準用  平18厚告523  別表第６-１-注８の３  平18厚告523  別表第６-１-注9 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ３　人員配置体制加算 | (1) 人員配置体制加算（Ⅰ）については,平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」六のロに適合するものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護,共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分５若しくは区分６に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの,指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービスが行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって,その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）において,指定生活介護等の提供を行った場合に,当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ,利用者（2の(1)の①又は②のいずれかに該当する者に限る。）に対して,１日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所,共生型生活介護事業所,特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあたっては,所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。  (2) 人員配置体制加算（Ⅱ）については,平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の六のハに適合するものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護,共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分５若しくは区分６に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの,指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービスが行う生活介護に限る。）の単位において,指定生活介護等の提供を行った場合に,当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ,利用者に対して,１日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所,共生型生活介護事業所,特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては,所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。  ただし,この場合において,人員配置体制加算（Ⅰ）を算定している場合は算定していないか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○生活介護計画  ○実績記録  ○同上 | 平18厚告523  別表第６-２-注１  平18厚告551の六のロ  平18厚告523  別表第６-２-注２  平18厚告551の六のハ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４－１　福祉専門職員配置等加算 | (3) 人員配置体制加算（Ⅲ）については,平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の六のニに該当するものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において,指定生活介護等の提供を行った場合に,当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じて,利用者に対して,１日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあっては,所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。  ただし,この場合において,人員配置体制加算（Ⅰ）又は人員配置体制加算（Ⅱ）を算定している場合は,算定していないか。  (1) 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については,指定障害福祉サービス基準第78条第１項第２号,第220条第１項第４号若しくは附則第４条第１項又は指定障害者施設基準第４条第１項若しくは附則第３条第１項第１号の規定により置くべき生活支援員（生活支援員）として常勤で配置されている従業者又は指定障害福祉サービス基準第93条の２第１号,第93条の３第１号若しくは第93条の４第１号の規定により置くべき従業者（共生型生活介護従業者）のうち,社会福祉士,介護福祉士,精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等事業所等において,指定生活介護等を行った場合に,１日につき所定単位数を加算しているか。  (2) 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については,生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち,社会福祉士,介護福祉士,精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において,指定生活介護等を行った場合に,１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし,この場合において,(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は,算定しない。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○生活介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第６-２-注３  平18厚告551の六の二  平18厚告523  別表第６-３-注１  平18厚告523  別表第６-３-注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４－２　常勤看護職員等配置加算 | (3) 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については,次の①又は②のいずれかに該当するものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において,指定生活介護等を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。ただし,この場合において,(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は,算定しない。  ①　生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業者のうち,常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  ②　生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち,３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。  (1) 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)については,看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第２条第16号又は指定障害者支援施設基準第２条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。）で１人以上配置しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において,指定生活介護等を行った場合に,当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ,１日につき,所定単位数を加算しているか。  また,(2)の常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)又は常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に,算定していないか。  (2) 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)については,看護職員を常勤換算方法で２人以上配置しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において,平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の二の別表第一に掲げる状態のいずれかに該当する者に対して指定生活介護等を行った場合に当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ,１日につき,所定単位数を加算しているか。  ただし,常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に,算定していないか。  (3) 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)については,看護職員を常勤換算方法で３人以上配置しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において,２人以上の平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の二の別表第一に掲げる状態のいずれかに該当する者に対して指定生活介護等を行った場合に当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ,1日につき,所定単位数を加算しているか。  (4) 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)から常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)までについては,第９の２の(5)の①に該当する場合は,算定していないか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○生活介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第６-３-注３  平18厚告523  別表第６-３-２注１  平18厚告523  別表第６-３-２注２  平18厚告523  別表第６-３-２注３  平18厚告556  平18厚告523  別表第６-３-２注４ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ５　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算  ６　初期加算  ７　訪問支援特別加算 | 視覚障害者等（視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害,聴覚障害,言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については,当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が,当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって,視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を,第２の１に定める人員配置に加え,常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において,指定生活介護等を行った場合に,１日につき所定単位数を加算しているか。  　指定生活介護事業所等において,指定生活介護等を行った場合に,指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について,１日につき所定単位数を加算しているか。  　指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について,連続した５日間,当該指定生活介護等の利用がなかった場合において,第２の１により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（生活介護従業者）が,生活介護計画等に基づき,あらかじめ当該利用者の同意を得て,当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に,１月につき２回を限度として,生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○生活介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第６-４-注  平18厚告523  別表第６-５-注  平18厚告523  別表第６-６-注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ８　欠席時対応加算  ８－２ 重度障害者支援加算 | 指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が,あらかじめ当該指定生活介護等の利用を予定していた日に,急病等によりその利用を中止した場合において,指定生活介護等の従業者が,利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに,当該利用者の状況,相談援助の内容等を記録した場合に,１月につき４回を限度として,所定単位数を加算しているか。  (1) 重度障害者支援加算（Ⅰ）については,人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している指定生活介護事業所等であって,重症心身障害者が２人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において,指定生活介護等を行った場合に,1日につき所定単位数を加算しているか。  (2) 重度障害者支援加算（Ⅱ）については,平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」六のホに適合しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設等を除く。）において,指定生活介護等を行った場合に,１日につき所定単位数を加算しているか。  (3) 重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等において,平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」六のへに適合しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において,平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」第12号に該当する者が,平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」第22号を満たしている利用者に対し,指定生活介護等を行った場合に,更に１日につき180単位を加算しているか。ただし,当該厚生労働大臣が定める者１人当たりの利用者の数が５を超える場合には,５を超える数については,算定していないか。  (4) 上記(3)の加算が算定されている指定生活介護事業所等については,当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について,更に１日につき所定単位数に500単位を加算しているか。  (5) 重度障害者支援加算（Ⅰ）及び重度障害者支援加算（Ⅱ）については,指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算していないか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○生活介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第６-７-注  平18障発第1031001号  第二２(6)⑨  平18厚告523  別表第６-７-２-注１  平18厚告523  別表第６-７-２-注２  平18厚告523  別表第６-７-２-注３  平18厚告523  別表第６-７-２-注４  平18厚告523  別表第６-７-２-注５ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ９　リハビリテーション加算  10　利用者負担上限額管理加算 | (1) リハビリテーション加算(Ⅰ)（チェックポイント欄イ）については,次の①から⑤までのいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定生活介護事業所等において,頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であって,リハビリテ－ション実施計画を作成されている利用者に対して,指定生活介護等を行った場合に,１日につき所定単位数を加算しているか。  ①　医師,理学療法士,作業療法士,言語聴覚士その他の職種の者が共同して,利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。  ②　利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士,作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに,利用者の状態を定期的に記録していること。  ③　利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し,必要に応じて当該計画を見直していること。  ④　指定障害者支援施設等に入所する利用者について,リハビリテーションを行う医師,理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士が,看護師,生活支援員その他の職種の者に対し,リハビリテーションの観点から,日常生活上の留意点,介護の工夫等の情報を伝達していること。  ⑤　④に掲げる利用者以外の利用者について,指定生活介護事業所等の従業者が,必要に応じ,指定特定相談支援事業者を通じて,指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し,リハビリテーションの観点から,日常生活上の留意点,介護の工夫等の情報を伝達していること。  (2) リハビリテーション加算(Ⅱ)については,上記(1)の①から⑤までのいずれも満たすものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において,(1)に規定する障害者以外の障害者であって,リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して,指定生活介護等を行った場合に,１日につき所定単位数を加算しているか。  指定生活介護事業者,共生型生活介護の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が,利用者負担額合計額の管理を行った場合に,1月につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○生活介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第６-８-注-１  平18厚告523  別表第６-８-注-２  平18厚告523  別表第６-９-注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 11　食事提供体制加算  12　延長支援加算  13　送迎加算 | 低所得者等であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して,当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員等による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において,食事の提供を行った場合に,別に厚生労働大臣が定める日までの間,1日につき所定単位数を加算しているか。  平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の六のホに適合するものとして県知事に届け出た指定生活介護事業所等において,利用者(施設入所者を除く。)に対して,生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に,当該指定生活介護等を受けた利用者に対し,当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。  (1) 平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎」の一に定める送迎を実施しているものとして県知事に届け出た指定生活介護事業所,共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所,共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。）において,利用者（施設入所者を除く。）に対して,その居宅等と指定生活介護事業所,共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に,片道につき所定単位数を加算しているか。  (2) (1)に定める送迎を実施しており,かつ,区５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして県知事に届け出た指定生活介護事業所,共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において,利用者に対して,その居宅等と指定生活介護事業所,共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には,更に片道につき所定単位数に28単位を加算しているか。  (3) 平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎」の１のハに定める送迎を実施している場合は,所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○生活介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第６-10-注  平18厚告523  別表第６-11-注  平18厚告551の二のホ  平18厚告523  別表第６-12-注１  平24厚告268の一  平18厚告523  別表第６-12-注２  平18厚告523  別表第６-12-注３  平18障発第1031001号  第二２(6)⑮㈤ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 14　障害福祉サービスの体験利用支援加算  14の２ 就労移行支援体制加算 | (1) 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)及び障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については,指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が,指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において,指定障害者支援施設等に置くべき従業者が,次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに,当該利用者の状況,当該支援の内容等を記録した場合に,所定単位数に加えて算定しているか。  ①　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合  ②　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合  (2) 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については,体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。  (3) 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については,体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定しているか。  (4) 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)又は障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が,平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」六のチに適合しているものとして県知事に届け出た場合に,更に１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。  指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（主眼事項及び着眼点等（指定就労継続支援Ａ型）の第７の２の（２）に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）事業所等への移行を除く。）し,就労を継続している期間が６月に達した者（就労定着者）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において,指定生活介護等を行った場合に,１日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○生活介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第６-13-注１  平18厚告523  別表第６-13-注２  平18厚告523  別表第６-13-注３  平18厚告523  別表第６-13-注４  平18厚告523  別表第６-13の２-注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 15　福祉・介護職員処遇改善加算  16　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の十八に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。)が,利用者に対し,指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に,当該基準に掲げる区分に従い,令和６年３月31日までの間（④及び⑤については,別に厚生労働大臣が定める日までの間）,「チェックポイント」に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし,「チェックポイント」に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては,15福祉・介護職員処遇改善加算に掲げるその他の加算は算定していないか。  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の十九に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が,利用者に対し,指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に,当該基準に掲げる区分に従い,「チェックポイント」に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  　ただし,「チェックポイント」に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては,16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算に掲げる他方の加算は算定していないか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 15　福祉・介護職員処遇改善加算  ①　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  ２から14の２までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては,1000分の61に相当する単位数)  ②　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  ２から14の２までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては,1000分の44に相当する単位数)  ③　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  ２から14の２までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては,1000分の25に相当する単位数)  16 　福祉・介護職員等特定処遇改善加算  ①　福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)  　２から14の２までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の17に相当する単位数）  ②　福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)  ２から14の２までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の17に相当する単位数） | | 平18厚告523  別表第６-14-注  平18厚告543の十八  （同二準用）  平18厚告523  別表第６-15-注  平18厚告543の十九  （十七準用） |  |

**（参考）　主な根拠法令等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 略　　号 | 法　　　　令　　　　等　　　　名 |
| 法 | 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月７日,法律第123号） |
| 政令 | 施行令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年１月25日,政令第10号） |
| 省令 | 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年２月28日,厚生労働省令第19号） |
| 平18厚令171 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日,厚生労働省令第171号） |
| 平18厚令174 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日,厚生労働省令第174号) |
| 告示 | 平18厚告523 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月29日,厚生労働省告示第523号） |
| 平18厚告539 | 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年９月29日,厚生労働省告示第539号） |
| 平18厚告540 | 厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年９月29日,厚生労働省告示第540号） |
| 平18厚告542 | 厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年９月29日,厚生労働省告示第542号） |
| 平18厚告543 | 厚生労働大臣が定める基準（平成18年９月29日,厚生労働省告示第543号） |
| 平18厚告544 | 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年９月29日,厚生労働省告示第544号） |
| 平18厚告545 | 食事の提供に要する費用,光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年９月29日,厚生労働省告示第545号） |
| 平18厚告550 | 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準,従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年９月29日,厚生労働省告示第550号） |
| 平18厚告551 | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年９月29日,厚生労働省告示第551号） |
| 平18厚告556 | 厚生労働大臣が定める者（平成18年９月29日,厚生労働省告示第556号） |
| 平24厚告268 | 厚生労働大臣が定める送迎（平成24年３月３日,厚生労働省告示第268号） |
| 通知等 | 平18障発第1206001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日,障発第1206001号） |
| 平18障発第1206002号 | 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月６日,障発第1206002号） |
| 平18障発第1031001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年１月31日,障発第1031001号） |
| 平17障発第1020001号 | 障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日,障発第1020001号） |
|  | 福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年３月28日,福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） |
| 県条例 | 県条例第37号 | 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年３月29日,条例第37号） |